

18 監査公表第 20 号

平成 18 年 7 月 28 日付で提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 5 日

福岡市監査委員	高	田	保	男
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

第 1 住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）の提出について

1 住民監査請求の内容等

(1) 請求人

氏名 児嶋 研二 氏 外 7 名

(2) 請求日

平成 18 年 7 月 28 日

(3) 住民監査請求の要旨

福岡市が行った(株)ダムダン空間工作所との「福岡オリンピックの基本計画策定業務委託契約」（以下、「本件契約」という）に基づく費用の支出は、随意契約にすることができる場合を定めた地方自治法 234 条 2 項、同法施行令 167 条の 2 の規定に違反して締結された違法な契約に基づく違法な支出であり、また、相手方の選択、決定についての過程が全く明らかにされず、相手方の選択および設計価格の決定について裁量権を濫用、逸脱して締結された契約に基づく違法な支出である。

1、本件契約は、内容を十分に市民に公開して検討された上で、コンペを行うなどして競争入札等を行うべきものにもかかわらず、随意契約にすることができる場合を定めた地方自治法 234 条 2 項、同法施行令 167 条の 2 の規定に違反して締結された違法な契約に基づく違法な支出である。

2、「福岡オリンピックの基本計画策定業務」は、福岡市の将来に関わる重要な政策に関する業務であり、どのような理由で磯崎氏を福岡オリンピックの基本計画策定の総指揮者とするかを決定したのかという過程を十分市民に明らかにしたうえで契約すべきである。

「磯崎氏に総指揮者と決定するに至る協議内容がわかる文書」を情報公開すると、福岡市の公文書としては、1 月 12 日付のオリンピック招致準備事務局の「NEWS RELEASE」によって、「(磯崎氏に) このたびご承諾をいただきま

したので、お知らせします。」という告知しか存在していない。福岡市民には、1月11日の新聞報道で突然知らされている。

「なぜ磯崎氏なのか」「どのような五輪を招致するのか」という重要な内容については、福岡市の担当者は「磯崎氏を総指揮者とすることを決定したのは、招致検討委員会という民間機関の議論、決定であり、福岡市に文書は存在しない」という説明をおこない、市民に対して説明責任を果たさず、理由を全く明らかにしないままに磯崎氏を総指揮者と決定し本件契約を締結している。

添付資料 平成18年7月20日付、福岡市公文書一部公開決定通知書

3、本来このような都市計画に関する重要な計画について提案するためには慎重なマーケティング調査に基づいて行うべきものである。ところが、福岡市民が参加して2年がかりで策定した「福岡市新・基本計画」などを無視して、須崎ふ頭再開発によるオリンピック計画を提案した。須崎ふ頭の地権者への事前の調査、説明などを全く行うこともなく、須崎ふ頭再開発による福岡オリンピック招致計画を作成したため、地権者からも大きな反発が起きている。

添付資料 2006年5月14日 西日本新聞記事

「福岡オリンピックの基本計画策定」は、十分な市民の意識調査や地権者の状況などを調査した上で策定すべきものであり、昨年12月に福岡市から既に公表されていた須崎ふ頭再開発を、抽象的観念的な言葉で脚色しただけのものにすぎない。須崎ふ頭再開発事業化の可能性についての検討は、基本計画が公表されてから須崎ふ頭再開発事業化検討委員会が行っている。また、具体的な競技施設の調査や、プレゼンテーション用のコンピューターグラフィックの作成などは、福岡市は、すべて他の調査会社、印刷会社等と契約しており、(株)ダムダン空間工作所が行ったのは、抽象的な「基本コンセプト」「施設計画基本構想」「戦略ポイントの基本計画」と「監修」のみである。福岡市の作成した「福岡オリンピックの基本計画策定業務委託契約」の設計書による4月20日から5月31日までのべ670人日、1日当たり24.8人が働いたという杜撰な人件費計算であり、このような杜撰な設計書計算は、設計価格の決定について裁量権を濫用、逸脱したものであり、最終的に総額5千万円にのぼる支出は違法不当である。

このような杜撰な基本計画の結果として、福岡市が平成18年5月に実施した「福岡・九州オリンピック・パラリンピック招致に関するアンケート調査」の結果は、「大会コンセプトについてどのように感じましたか?」という問いに対して「大変共感できる」13.6%と「まあ共感できる」38.6%をあわせても、ようやく半分の52.2%、「全く共感できない」19%と「あまり共感できない」25.5%をあわせて44.5%という市民の半数しか共感が得られていない。また、「競技会場配置計画についてどのように感じましたか?」という問いに対して、「大変共感できる」12.5%と「まあ共感できる」34.6%をあわせて47.1%、「全く共感できない」19.1%と「あまり共感できない」27.3%をあわせて46.4%というコンセプトより少ない共感しか得られていない。いずれも、「全く共感できない」が、「大変共感できる」を大きく上回っている。

添付資料

また、KBC九州朝日放送が、06年6月に500名の市民にアンケートした結果は、  
・五輪招致賛成、どちらかといえば賛成・・・32%、  
・五輪招致反対、どちらかといえば反対・・・66%、  
・わからない・・・2%

五輪招致について市民への説明が十分なされているかという問いに対して、

- ・思う・・・9,6%
- ・思わない・・・89%
- ・わからない・・・1,4%

という結果となっている。また、他のアンケート調査結果をみても、3分の2が反対する結果となっている。

また、須崎ふ頭再開発への賛否について、西日本新聞の調査では、68%が反対という結果となっている。

添付資料

以上のように十分な市場調査も行わず、市民の賛同を得られないような杜撰なオリンピック基本計画を提案して福岡市民を混乱させる結果となっている。

4、このような本件契約に基づく費用の支出は、随意契約にすることができる場合を定めた地方自治法234条2項、同法施行令167条の2の規定する要件に該当せず、本件特命随意契約の相手方の選択、決定についての過程が全く明らかにされず、相手方の選択および設計価格の決定について裁量権を濫用し逸脱した違法なものである。

よって、監査委員は、福岡市長に対して、公金支出の決裁権者、公金支出を行った担当職員らに、7月20日までに支出した4218万円について損害賠償を求めると、の損害を補填するための措置を講じるよう勧告することを求めるものである。地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(「福岡市職員措置請求書」の原文のまま記載)

#### (4) 事実証明書

事実証明書として次の書類の写しが添えられていた。

ア 平成18年7月20日付け福岡市公文書一部公開決定通知書及び当該決定に係る次の開示文書

(ア) 磯崎新氏を総指揮者と決定するに至る協議内容がわかる文書

(イ) 「福岡オリンピックの基本計画策定業務委託」に関する契約書、その他文書

イ 2006年5月14日付け西日本新聞記事

ウ 2006年6月6日付け西日本新聞記事

エ 2006年6月20日付け西日本新聞記事

## 2 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成 18 年 8 月 23 日に請求人の児嶋研二氏及び清原明氏から陳述を受けるとともに、『平成 18 (2006) 年 8 月 23 日付け福岡市職員措置請求に関する陳述書 (福岡市長の磯崎新氏への「福岡オリンピックの基本計画策定業務委託」費返還の措置についての住民監査請求に関する陳述書)』と題する書面の提出を受けました。

また、同日に新たな証拠として、2006 年 8 月 18 日付け朝日新聞記事の提出を受けました。

## 第 2 要件審査

請求人は福岡市の住民であること、財務会計上の行為について監査を求めていること、必要な措置についての記載があること、請求期間の要件を満たしていること、市に損害発生の可能性があることなど、住民監査請求に関して必要とされる地方自治法第 242 条に規定された要件等については満たしていることを確認しました。

## 第 3 監査の実施

### 1 監査対象事項

#### (1) 監査の対象となる財務会計上の行為について

平成 18 年 7 月 28 日提出の住民監査請求において監査を求められた次の 2 件の委託契約 (以下「本件 2 件の委託契約」といいます。) の締結及びそれに基づく委託料の支出を監査対象とします。

ア 平成 17 年度の「福岡オリンピックの基本計画策定業務委託」

(ア) 契約日：平成 18 年 2 月 27 日

(イ) 履行期間：契約締結の翌日から平成 18 年 3 月 31 日まで

(ウ) 金額：6,300,000 円

(エ) 相手方：株式会社ダムダン空間工作所 代表取締役 石山 修武

イ 平成 18 年度の「福岡オリンピックの基本計画策定業務委託」

(ア) 契約日：平成 18 年 4 月 19 日

(イ) 履行期間：契約締結の翌日から平成 18 年 8 月 31 日まで

(ウ) 金額：46,200,000 円

(エ) 相手方：株式会社ダムダン空間工作所 代表取締役 石山 修武

#### (2) 着眼点

ア 本件 2 件の委託契約の締結に関し、違法又は不当な点があるか。

イ 本件 2 件の委託契約に基づく委託料の支出に関し、違法又は不当な点があるか。

ウ 上記ア及びイの結果を踏まえ、市に損害が発生しているか。

エ 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるか。

## 2 事情聴取

### (1) 関係職員の陳述

平成 18 年 8 月 23 日に，市民局長ほか関係職員から陳述を聴取しました。

### (2) 関係職員聴取

市民局の関係職員から事情を適宜聴取しました。

## 第 4 監査の結果

### 1 事実関係

監査対象事項に関する事実関係については，次のとおりです。

- (1) 本件 2 件の委託契約に係る支出負担行為及びそれに基づく委託料の支出について  
本件 2 件の委託契約に係る支出負担行為及びそれに基づく委託料の支出の内容は，  
以下のとおりです。

平成 18 年 8 月 31 日現在

件名	支出負担行為日	支出負担行為額	支出命令日	支出日	支出額
福岡オリンピックの基本計画策定業務委託	平成 18 年 2 月 27 日	6,300,000 円	平成 18 年 4 月 18 日	平成 18 年 4 月 27 日	6,300,000 円
福岡オリンピックの基本計画策定業務委託	平成 18 年 4 月 19 日	46,200,000	平成 18 年 6 月 21 日	平成 18 年 6 月 30 日	24,530,000
			平成 18 年 7 月 4 日	平成 18 年 7 月 20 日	11,350,000
			小計		35,880,000
合計		52,500,000			42,180,000

なお，上記の支出負担行為は市民局理事の決裁で，支出命令は市民局オリンピック招致準備担当課長(総務)の決裁で行われており，支出は，収入役の権限で行われていました。

また，については，契約書において，次の支払区分により，委託料を支払うこととされていました。

区分	支払年月日	金額	内容
第 1 回	平成 18 年 6 月 30 日まで	24,530,000 円	基本コンセプト，施設計画基本構想の策定
第 2 回	平成 18 年 7 月 20 日まで	11,350,000	開催概要基本計画，計画書策定の監修
第 3 回	平成 18 年 9 月 30 日まで	10,320,000	プレゼンテーション計画及び監修

合 計	46,200,000	
-----	------------	--

## 2 事情聴取の結果

本件 2 件の委託契約の締結及びそれに基づく委託料の支出に関して，関係職員の陳述及び関係職員聴取を行った結果は，以下のとおりです。

### (1) 市民局の説明

#### ア 磯崎 新氏を制作総指揮者とした経緯について

オリンピック開催計画を策定するにあたり，市が事務局を務める「福岡・九州オリンピック招致検討委員会」において，制作総指揮者の必要性が協議され，かねてよりバルセロナやトリノのオリンピックに関わってこられた実績と経験を持つ世界的な建築家である磯崎 新氏が適任ではないかという意見が出された。

その後，平成 17 年 12 月に同氏が来福されたおりに協議し，さらに，平成 18 年 1 月 8 日に福岡・九州オリンピック招致検討委員会の委員長と一緒に市長が面会し，内諾を得，同年 1 月 30 日の福岡・九州オリンピック招致検討委員会に諮ったうえで就任いただいたものである。

#### イ 株式会社ダムダン空間工作所との随意契約の理由について

基本計画策定業務委託については，大会開催概要計画策定に関する制作総指揮者である磯崎 新氏が関わる必要があり，その方策について協議・検討した結果，機密保持の観点からも磯崎 新氏がプロジェクトチームを組み，契約等一切の事務をそのプロジェクトチームの一員が代表を務める株式会社ダムダン空間工作所を契約の相手方とすることで，業務履行が可能であるとの磯崎 新氏からの申し出もあり，地方自治法第 234 条第 2 項，同法施行令第 167 条の 2 の規定により随意契約したものである。

#### ウ 随意契約を行ったことの適法性について

今回の 2 件の契約については，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用したものである。

昭和 62 年 3 月 20 日 最高裁判所判決では，地方自治法施行令（昭和 49 年改正前の）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（現行第 2 号）に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが，不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく，当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても，普通地方公共団体において当該契約の目的，内容に照らしそれに相応する資力，信用，技術，経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に

照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり，ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項第1号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。」と判示されているところである。

今回の2件の契約については，前述のとおりオリンピックの開催計画を策定するに当たり，世界に通じる計画とするために，これまで，バルセロナやトリノのオリンピックに関わってこられた経験と実績をもつ世界的な建築家である磯崎 新氏が福岡・九州オリンピックの開催計画の制作総指揮者に就任されたことに伴い，その基本となる計画を策定するための業務である。

また，その業務内容としては基本コンセプトや施設計画の基本構想や戦略ポイントの基本計画策定など，磯崎 新氏の監修を必須とするものであり，他に替えるものはなく一般競争入札又は指名競争入札によることが困難な性質の契約であり，「地方自治法第234条第2項，同法施行令第167条の2」の規定に違反するものではない。

## エ 設計金額の算定等について

### (ア) 設計金額の算定について

本件2件の委託契約の設計については，基本計画の策定等という業務の内容から，人件費を主要な要素として積算を行ったものである。このような場合に直接的に該当する積算方法がないため，やむなく福岡市公共工事の人件費積算の際に用いる「設計業務委託等技術者単価表」の設計業務委託基準日額を使用し，年度ごとの設計における日数量等は業務内容に応じて，主任技術者，技師(A)，技師(B)等の単価に各業務について必要と思われる人員数を設定し積算を行ったものである。

なお，各年度の必要人員数の積算の考え方は，以下のとおりである。

#### (a) 平成17年度の「福岡オリンピックの基本計画策定業務委託」

オリンピックの基本コンセプト骨子及び施設計画基本構想の骨子の策定

区分	基本コンセプト骨子	施設計画基本構想骨子	計
主任技術者	5人日	5人日	10人日
技師長	5人日	10人日	15人日
技師(A)	10人日	10人日	20人日
技師(B)	10人日	10人日	20人日
技術員	30人日	40人日	70人日
計	60人日	75人日	135人日

#### (b) 平成18年度の「福岡オリンピックの基本計画策定業務委託」

基本コンセプト

< 予定競技施設(30施設) - 新設・仮設の会場：20施設，既存施設の会場：10施設 >

区分	新設・仮設会場(20施設)	既存施設(10施設)	計
主任技術者	20人日(20施設×1人日)	5人日(10施設×0.5人日)	25人日
技師長	20人日(20施設×1人日)	10人日(10施設×1人日)	30人日
技師(A)	40人日(20施設×2人日)	20人日(10施設×2人日)	60人日
技師(B)	60人日(20施設×3人日)	30人日(10施設×3人日)	90人日
技術員	80人日(20施設×4人日)	50人日(10施設×5人日)	130人日
計	220人日	115人日	335人日

#### 新設・仮設会場(20施設)

油山マウンテンバイクコース, カヌー・スラロームコース, プール(水球, シンクロ, 飛込), 多目的アリーナ(体操, トランポリン等), メインスタジアム, ボクシング会場, ハンドボール会場, バトミントン・新体操会場, バスケットボール会場, バレーボール会場, ソフトボール会場, フェンシング会場, アーチェリー会場, ホッケー会場, トライアスロン会場, ビーチバレー会場, 今津ロードコース, ボート・カヌー会場, 馬術会場, 射撃会場

#### 既存施設(10施設)

マリンメッセ, 国際センター, 市民体育館, ヤフードーム, メディアドーム, 博多の森テニス場, 小戸ヨットハーバー, 小都市野球場, 春日公園野球場, 熊本県総合射撃場

#### 施設計画基本構想

上記の 基本コンセプトと同じである。

#### 開催概要基本計画及び計画書策定にかかる監修

< 計画策定項目(40項目) - 競技施設: 30項目, 他の項目: 10項目 >

区分	競技施設(30項目)	他の項目(10項目)	計
主任技術者	30人日(30施設×1人日)	-	30人日
技師長	30人日(30施設×1人日)	10人日(10施設×1人日)	40人日
技師(A)	30人日(30施設×1人日)	10人日(10施設×1人日)	40人日
技師(B)	30人日(30施設×1人日)	20人日(10施設×2人日)	50人日
技術員	60人日(30施設×2人日)	20人日(10施設×2人日)	80人日
計	180人日	60人日	240人日

#### 他の項目(10項目)

選手村, 自然環境, 交通輸送, メディア, 安全対策, パラリンピック, 宿泊, メディカル, オリンピックムーブメント, コンセプト

#### プレゼンテーション計画及び監修

< プレゼンテーション(2回) - 現地調査(競技団体, JOC)  
国内立候補都市選定委員会 >



区分	現地調査	国内立候補都市選定委員会	計
主任技術者	10 人日	15 人日	25 人日
技師長	15 人日	15 人日	30 人日
技師(A)	15 人日	15 人日	30 人日
技師(B)	15 人日	15 人日	30 人日
技術員	30 人日	30 人日	60 人日
計	85 人日	90 人日	175 人日

(イ) 磯崎 新氏の主な監修実績について

福岡市来庁における主な監修実績は、以下のとおりである。

期 日	日数	主な内容
平成 18 年 3 月 2 ~ 4 日	3 日	開催計画の基本コンセプトについて協議
平成 18 年 3 月 10 日	1 日	計画策定の基本方針について協議
平成 18 年 3 月 23 ~ 24 日	2 日	須崎地区の基本計画・メインスタジアム方向等について
平成 18 年 5 月 12 日	1 日	計画概要書の編集（基本方針）について協議
平成 18 年 5 月 13 日	1 日	ワークショップ（競技団体等から意見聴取）
平成 18 年 5 月 19 日	1 日	計画概要書の編集について協議
平成 18 年 5 月 20 日	1 日	ワークショップ（競技団体等から意見聴取）
平成 18 年 5 月 24 ~ 25 日	2 日	メインクラスター計画の確認，添付資料・図面・CG等の確認
平成 18 年 6 月 18 日	1 日	プレゼンテーション計画（映像等）について協議
平成 18 年 6 月 24 日	1 日	開催概要計画書の最終確認
平成 18 年 7 月 12 日	1 日	JOC 評価委員会プレゼンテーションについて協議
平成 18 年 8 月 20 日	1 日	国内立候補都市選考会プレゼンテーションについて協議
計	16 日	

(ウ) プロジェクトメンバーの主な経歴は、以下のとおりである。

区 分	経 歴
制作総指揮者	磯崎 新 氏 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京大学・ハーバード大学など国内外の客員教授，また多くの国際コンペの審査員を務める。</li> <li>・日本建築学会賞，ベネツィア建築ビエンナーレ金獅子賞など受賞多数。</li> <li>・代表作にはオリンピック施設のバルセロナ・スポーツホール（1990），トリノ・パラホッケー（2006）がある。</li> </ul>
計画担当責任者	石山 修武 氏 <ul style="list-style-type: none"> <li>・早稲田大学建築学科教授</li> <li>・85 年「伊豆の長八美術館」で第 10 回吉田五十八賞</li> <li>・95 年「リアス・アーク美術館」で日本建築学会賞及び第 13 回軽金属協会建築賞受賞。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・96年「ヴェネチア・ビエンナーレ建築展」金獅子賞</li> <li>・98年日本文化デザイン賞</li> <li>・99年織部賞</li> <li>・2001年度芸術選奨文部科学大臣賞受賞。</li> <li>・(株)ダムダン空間工作所代表取締役</li> </ul>
計画策定の総合調整及び進行管理の責任者	辛 美沙 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)Misa Shin &amp; Co.代表取締役</li> </ul>
映像制作関係責任者	原田 大三郎 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩美術大学情報デザイン学科教授</li> <li>・83年第16回現代日本美術展佳作賞</li> <li>・第1回日本芸術文化振興賞受賞</li> <li>・マルチメディアグランプリ'94MMA会長賞</li> <li>・CGを中心とした映像表現を追究。SF X, コンサート映像の監督など</li> <li>・(株)ドロップイン代表取締役</li> </ul>

### 3 監査委員の判断

以上のような事実関係の調査及び確認，関係職員からの聴取等に基づき，本件請求について次のように判断します。

(1) 本件2件の委託契約の締結に関し，違法又は不当な点があるか。

#### ア 随意契約としたことについて

普通地方公共団体が行う契約の締結については，地方自治法第234条第1項で「売買，賃借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と規定され，さらに同法同条第2項で「指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる」と規定されています。また，これを受けて同法施行令第167条の2第1項で随意契約によることができる場合として第1号から第9号までを列記しており，その第2号で「不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を掲げています。

また，昭和62年3月20日の最高裁判所判決（昭和57年(行ツ)第74号）では，「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは「普通地方公共団体が契約を締結するに当たり，競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが，不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく，当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても，普通地方公共団体において当該契約の目的，内容に照らしそれに相応する資力，信用，技術，経験等を有する相手方を選定しそ

の者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項第1号(現行第2号)に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」と判示されています。

次に、本件2件の委託契約の締結の経緯について市民局から聴取したところ、本市が事務局を務める「福岡・九州オリンピック招致検討委員会」が、過去のオリンピックに関わった経験と実績を持ち、世界的な建築家でもある磯崎 新氏をオリンピック開催計画の制作総指揮者としたことを受け、本市としても同じ趣旨から福岡オリンピックの基本計画を策定するに当たって、その策定を同氏に依頼するのがふさわしいとの判断の下に同氏と協議がなされ、同氏が指定した株式会社ダムダン空間工作所を本件2件の委託契約の相手方としたものであるとの説明を受けました。

これらのことから、本件2件の委託契約に携わった市民局の職員は、本件2件の委託契約が一般競争入札又は指名競争入札によることに適しない契約であって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと判断して、当該契約の仕様書において磯崎 新氏が制作総指揮者であることを明らかにした上で随意契約を行ったものであり、その判断については、前述の最高裁判所の裁判例と照らして不適切なところはないと思われまます。したがって契約を担当した職員に裁量の逸脱があるとは認められず、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2の規定に違反してなされた契約の締結には当たらないと判断します。

#### イ 契約金額等について

本件2件の委託契約の設計について市民局から聴取したところ、委託設計書の作成に当たっては、直接的に該当するような積算方法がないため、やむなく本市公共工事の人件費積算の際に用いる「設計業務委託等単価表」の設計業務委託基準日額を使用することとし、本件2件の委託契約に基づき本市に引き渡すべき成果ごとに、主任技術者・技師長などの区分や施設の新設・既存の別などの区分を設けるなどにより、業務遂行に必要な労力を求め、そこから必要な人件費を積算し、その人件費などをもって設計額としたこと、また、本件2件の委託契約の金額については、設計額とそれぞれ株式会社ダムダン空間工作所から提出された見積書との比較に基づいて決定したものであるとの説明を受けました。今回の委託設計書の作成及び契約金額の決定に関しては、その積算に関する客観的な基準が存在するものではありませんので、本件2件の委託契約の金額が違法又は不当なものであるとする根拠は見いだせませんでした。

なお、本件2件の委託契約については、その業務が世界的な建築家である磯崎 新氏のほか、株式会社ダムダン空間工作所の代表取締役であり、早稲田大学建築学科

教授である石山修武氏や，多摩美術大学情報デザイン学科教授であり，CG（コンピュータグラフィック）などの専門家である原田大三郎氏などが参加したプロジェクトチームによって遂行され，また，成果である開催概要基本計画書などが契約に定めた期日までに納められ，その結果，本市のオリンピック招致の意思をJOCに時期を失することなく伝えることができたことなどから本件2件の委託契約は所期の目的どおり適正に履行されたことが認められました。

したがって，委託設計書の積算という準備行為も含め，契約金額等に関し本件2件の委託契約の締結が違法又は不当ということはできないと判断します。

以上のことから，本件2件の委託契約の締結に関し，違法又は不当な点があるとの結論には至りませんでした。

(2) 本件2件の委託契約に基づく委託料の支出に関し，違法又は不当な点があるか。

前述のとおり，本件2件の委託契約の締結について違法又は不当な点がありませんでしたので，当該委託契約に基づいて平成18年7月20日までに行われた委託料4,218万円の支出についても違法又は不当な点はありませんでした。

(3) 上記(1)及び(2)の結果を踏まえ，市に損害が発生しているか。

(1)及び(2)で述べたとおり，本件2件の委託契約の締結及びそれに基づく委託料の支出に関して違法又は不当な点があるとは認められませんので，本市に損害が発生しているとは認められませんでした。

(4) 以上の結果を踏まえ，求められた措置を行う必要があるか。

本件2件の委託契約の締結及びそれに基づく委託料の支出について違法又は不当な点はなく，本市に損害の発生も認められませんでしたので，市長に対して，当該行為を行った担当職員らに損害賠償を求めるなどの措置を行うよう勧告する必要は認められませんでした。

#### 4 結論

以上のことから，請求人の主張には理由がないと判断します。